

VIII 悪 臭

悪臭は、直接人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害と言われる。主観的要素が多く個人差があるが、公害苦情件数に占める割合が比較的高い。特に、近年ごみの野焼きによる悪臭苦情がしばしば発生し、問題となっている。

本市では、悪臭防止法の規制（図 8-1、表 8-1）が適用される地域に、野田地域では用途地域を定めた区域、閑宿地域では全域を指定し、特定悪臭物質（22 物質）に規制基準を設けている。悪臭防止法では規制基準を「6 段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5～3.5 に相当する濃度の範囲」で定めることとしており、本市は臭気強度 2.5 に相当する濃度で定めている（表 8-2）。

また、市環境保全条例では悪臭を発生させる施設や作業を特定施設、特定作業として定め、施設を設置または作業を開始する際には事前に届出を行うこととしている。特定施設等の届出を行った工場等は、規制基準である「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所において周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」を満たすことが求められる。

その他の規制等として、昭和 56 年 6 月に県が悪臭防止法の特定悪臭物質ごとの濃度規制を補完するために、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値（表 8-3）を定め、また平成 8 年 4 月には悪臭防止法が改正され、臭気指数による規制が導入されている。臭気強度と臭気指数の関係を表 8-4 に示す。表 8-5 には届出状況を示す。令和 5 年度においては市条例における悪臭に係る特定施設の届け出が 2 件あった。

※臭気濃度とは、臭いのする空気を、臭いの無い空気で薄め、臭わなくなったときの希釈倍数のこと。

※臭気指数とは臭気濃度の常用対数値を 10 倍したもの。本市では特定悪臭物質による規制を行っており、臭気指数による規制は採用していない。

図 8-1 悪臭を発生する媒体と規制基準の係る位置関係概念図

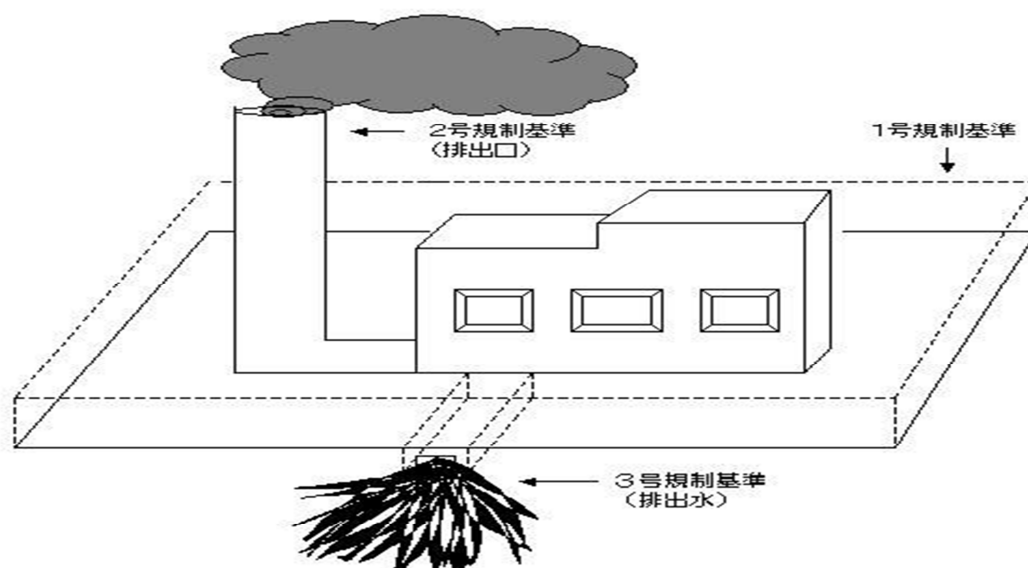


表 8-1 悪臭防止法規制基準（敷地境界）

悪臭物質の種類	1号規制 (ppm)	2号規制	3号規制	臭い	主な発生源
アンモニア	1	○		し尿のような臭い	畜産事業場、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	0.002		○	腐ったタマネギのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	0.02	○	○	腐った卵のような臭い	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.01		○	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、し尿処理場、化製場
二硫化メチル	0.009		○	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、し尿処理場、化製場
トリメチルアミン	0.005	○		腐った魚のような臭い	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさい臭い	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	0.4			都市ガスのような臭い	化学工場、FRP製品製造工場
プロピオン酸	0.03			刺激的なすっぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001			汗くさい臭い	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009			むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	0.001			むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
プロピオンアルデヒド	0.05	○		刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○		刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	0.02	○		刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	○		むせるような甘酸っぱい臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソパレルアルデヒド	0.003	○		むせるような甘酸っぱい臭い	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	0.9	○		刺激的な発酵した臭い	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	○		刺激的なシンナーのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	○		刺激的なシンナーのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	10			ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	1			ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

表 8-2 臭気強度（6段階臭気強度表示法）

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 8-3 臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	臭気濃度		臭気濃度より換算した臭気指数(※)	
	排出口	敷地境界線	排出口	敷地境界線
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	500 程度	15 程度	27 程度	12 程度
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	1,000 程度	20 程度	30 程度	13 程度
工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000 程度	25 程度	33 程度	14 程度

※数式により県指導目標値を算出した値であり、県の定めた臭気指数ではない。

表 8-4 嗅覚測定法による規制（臭気強度と臭気指数の関係）

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10 ～ 15
3.0	12 ～ 18
3.5	14 ～ 21

表 8-5 市条例における悪臭に係る特定施設届出状況（R6.3.31 現在）

施設の種類	特定工場数	特定施設数
食料品製造業	2	9
繊維工業	1	2
木材・紙製品製造業	0	0
出版・印刷業	3	4
化学工業	11	35
ゴム製品製造業	2	3
窯業・土石製品製造業	3	5
鉄鋼・非鉄金属・機械製造業	20	47
その他の製造業	5	15
廃棄物の処分の用に供する施設	19	22
合 計	66	142

※特定工場数は工場が設置する施設のうち、代表的な施設をもって工場数としているため、工場数と施設数は直接対応しない。

IX 地盤沈下

地盤沈下とは、土地の表面が徐々に沈下する現象である。この現象は、地下水の過剰なくみ上げにより、帯水層となる砂礫層等の地下水位が下がり、隣接する粘土層等から地下水が絞り出され、構造的に弱い粘土層等が収縮することで生じる人為的要因と、地殻変動によって生じる自然的要因により引き起こされる。このうち、人為的要因である、地下水の不適正利用による地盤沈下は公害として取り扱われている。



写真；地盤沈下により相対的に
抜け上がった基礎

県及び市では条例により一定規模以上の揚水施設に地下水採取規制を行っており、また、沈下状況把握のため、県が水準測量による観測を昭和44年から実施している。なお、現在本市の水準点は31点か所ある（図9-1）。

過去5年間の用途別地下水利用状況は表9-1のとおりである。地下水の利用状況は、平成2、3年頃をピークとして揚水量、井戸本数ともに減少傾向である。

過去5年間の地盤の変動の年間値、5年間及び10年間の累積値は表9-2のとおりである。令和5年度は全地点で沈下しており、最大沈下は地点標石ND-13の9.2mmであった。10年累積値では、関宿地域における沈下量が大きい。

また、図9-2は県の観測開始時点からの代表的な水準点の沈下状況を示している。

表 9-1 用途別地下水利用状況

揚水量(m³/日)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平均
工業用	12,527	12,416	11,760	11,734	11,241	11,936
建築物用	697	646	622	605	528	620
水道用	1,870	1,634	1,195	1,502	1,471	1,534
農業用	10,033	7,267	6,946	5,018	4,760	6,805
その他	2,342	2,048	1,924	2,256	2,456	2,205
合計	27,469	24,011	22,447	21,115	20,456	23,100

図 9-1 水準点位置図

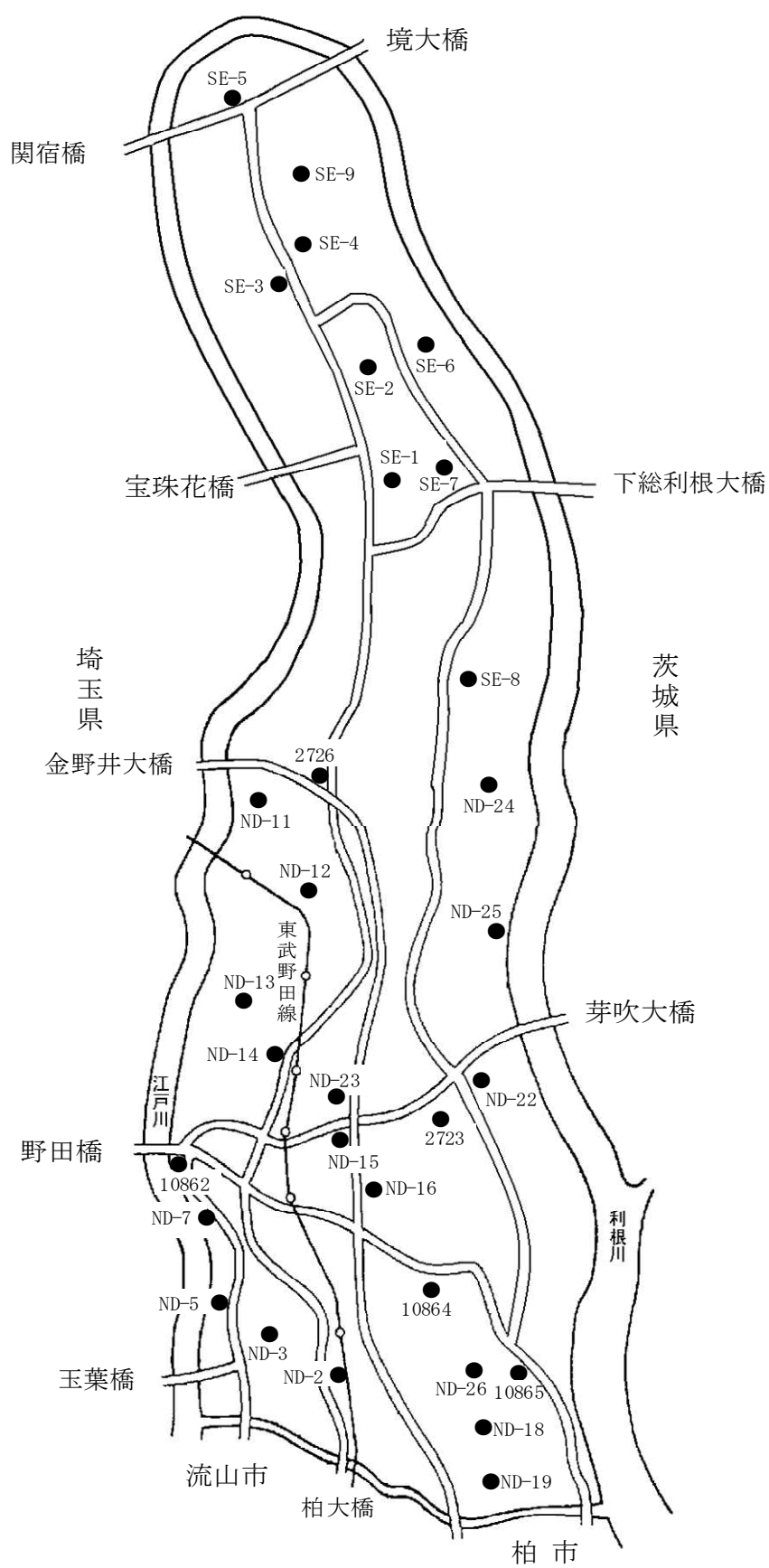


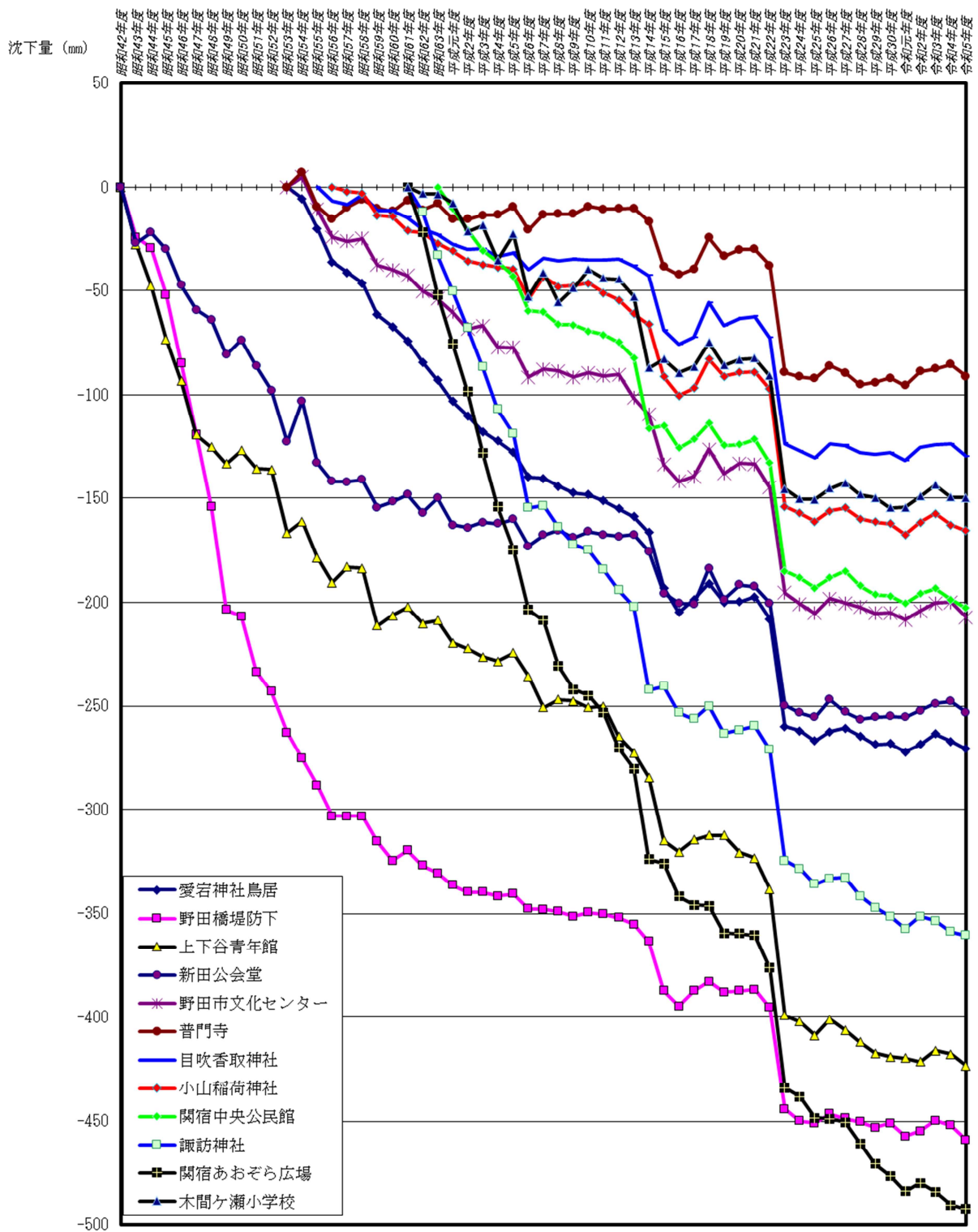
表 9-2 地盤沈下変動状況一覧

単位 ; mm/年

地 区	目 標	標石	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	5年累積	10年累積
目 吹	東部中学校前	2723	-2.2	4.6	2.8	-0.5	-6.4	1.7	1.4
中 里	愛宕神社鳥居	2726	-4.0	3.6	5.2	-3.7	-3.7	-2.6	-1.8
中野台	野田橋堤防下	10862	-6.2	2.5	5.0	-2.2	-7.0	-7.9	-5.9
大殿井	香取神社	10864	-1.1	4.2	2.1	1.7	-8.0	-1.1	2.7
瀬 戸	瀬戸稲荷神社	10865	-2.0	6.0	0.9	0.5	-4.5	0.9	7.4
山崎新町	新田公会堂	ND-2	-0.5	3.2	3.4	1.2	-5.4	1.9	5.7
今 上	上下谷青年館	ND-3	-0.7	-1.8	5.4	-1.7	-5.6	-4.4	-11.4
今 上	中組青年館内	ND-5	-4.5	0.7	3.7	-2.7	-9.0	-11.8	-16.5
今 上	キッコーマン第2作業場	ND-7	-5.4	4.2	4.4	-3.8	-4.3	-4.9	-4.2
尾 崎	市立尾崎保育所	ND-11	-2.3	2.6	5.3	-2.9	-5.1	-2.4	-2.7
七光台	野田食菌工業	ND-12	-1.7	0.7	4.6	-1.7	-6.2	-4.3	-5.1
岩 名	岩名香取神社	ND-13	1.1	-1.6	7.1	-1.9	-9.2	-4.5	-2.9
清 水	県立清水高校	ND-14	-3.6	3.4	4.0	0.3	-8.1	-4.0	-1.0
鶴 奉	野田市文化会館	ND-15	-3.4	4.3	3.8	0.4	-7.3	-2.2	0.3
横 内	浅野さく泉管工	ND-16	-1.4	3.7	3.0	1.7	-7.8	-0.8	1.5
西三ヶ尾	西三ヶ尾自治会館	ND-18	-0.1	5.1	3.2	-0.3	-5.2	2.7	8.2
下三ヶ尾	普門寺	ND-19	-3.6	6.8	1.3	2.0	-5.7	0.8	4.2
目 吹	目吹四区自治会館	ND-22	-3.8	6.4	1.2	0.5	-6.1	-1.8	3.1
柳 沢	東葛飾教育センター	ND-23	-2.9	4.0	4.1	0.1	-8.4	-3.1	0.6
小 山	小山稲荷神社	ND-24	-5.4	5.9	4.4	-5.6	-2.8	-3.5	-2.4
船 形	船形紫ま会館	ND-25	-4.0	2.9	3.4	-3.4	-4.6	-5.7	-6.1
二ツ塚	二ツ塚小学校	ND-26	-2.9	7.0	0.9	0.9	-4.4	1.5	7.8
東宝珠花	関宿中央公民館	SE-1	-3.6	4.6	2.5	-5.2	-4.0	-5.7	-7.8
桐ヶ作	二川中学校	SE-2	-5.1	6.0	1.2	-6.0	-0.4	-4.3	-12.9
新田戸	諏訪神社	SE-3	-6.0	6.0	-2.1	-5.4	-1.7	-9.2	-23.1
関宿台町	金龍院	SE-4	-6.4	4.9	-3.3	-5.8	-1.9	-12.5	-33.5
関宿町	関宿あおぞら広場	SE-5	-7.4	4.0	-4.2	-6.4	-1.8	-15.8	-42.6
古布内	八幡神社	SE-6	-4.7	4.2	3.0	-7.5	-4.5	-9.5	-19.8
木間ヶ瀬	白山神社	SE-7	-6.7	6.5	3.6	-6.0	-0.1	-2.7	-2.3
木間ヶ瀬	木間ヶ瀬小学校	SE-8	0.1	5.3	5.6	-5.9	-0.2	4.9	2.9
関宿台町	関宿中学校	SE-9	-7.0	4.7	-3.3	-6.5	-1.7	-13.8	-38.2

※ -は沈下を表している。

図 9-2 代表的な観測地点の経年地盤変動傾向図



- ※ 平成 14 年 4 月から、不動水準点の標高値が変更されたことにより、平成 15 年 1 月以後は、測地成果 2000 対応値となっている。
- ※ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、日本水準原点の高さが改正されたため、平成 23 年度以降の標高値は成果改定された固定点により計算されたものとなっている。
- ※ 平成 23 年度は東北地方太平洋沖地震の影響による大幅な沈下が見られる。
- ※ 上下谷青年館は平成 19 年度欠測
- ※ 銚子市の固定水準点である「千葉-1」について、平成 26 年度に国土地理院において標高の見直しが行われたため、千葉県全体の標高が改算された。

X 公害 苦 情

本市における令和 5 年度の公害苦情件数は 93 件で、ここ数年ではほぼ横ばいとなっている。なお、産業廃棄物処理施設への立入権限を平成 22 年度に県から付与されたことに伴い、平成 22 年度から産業廃棄物処理施設への立入も含めた件数とした。公害の種類別苦情件数（表 10-1、-3、図 10-1）としては、騒音に関する苦情が 34 件と全体の 3 割強を占め、野焼き等による苦情を含む大気汚染に関する件数が 26 件と、2 項目で全体の 6 割超を占めている。また、悪臭が 13 件、産業廃棄物施設への立ち入り、廃棄物不適正保管の疑いのある施設への立入を含めたその他が 9 件、水質汚濁が 8 件、振動が 2 件、地盤沈下が 1 件の順となった。野焼き等による大気汚染は啓発等により減少傾向にあるが、コロナウィルス感染症の拡大以降、在宅勤務などの勤務形態の変化などからか騒音に関する苦情が上昇傾向にある。

表 10-1 公害の種類別苦情件数

単位：件

年度 種類	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年
大気汚染	34	46	39	33	34	36	32	23	25	26
水質汚濁	7	6	1	3	1	4	4	7	5	8
騒 音	28	22	23	24	29	23	27	35	32	34
振 動	1	2	2	1	1	2	5	5	6	2
悪 臭	10	13	12	7	12	15	11	14	14	13
土壌汚染	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
そ の 他	24	27	28	16	15	12	12	13	9	9
合 計	104	117	105	84	92	92	94	97	92	93

図 10-1 公害の種類別苦情件数

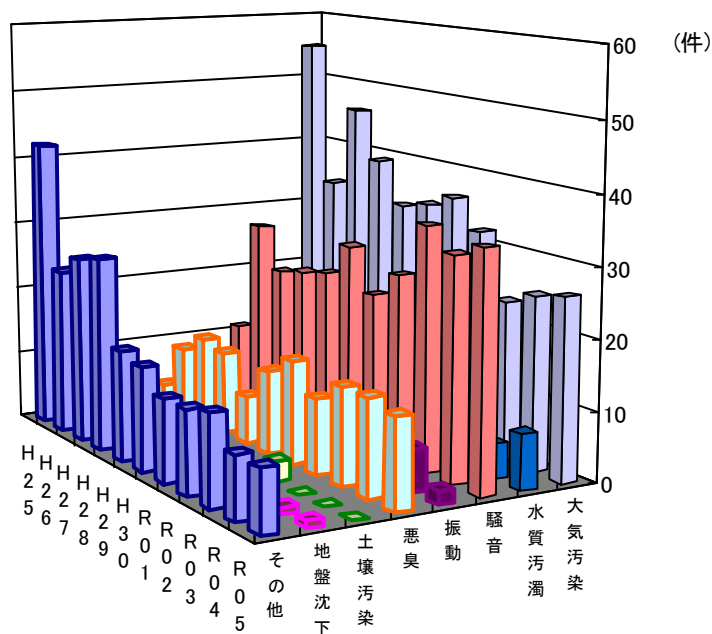


表 10-2 用途地域別公害苦情件数

単位：件

用途地域 \ 年 度	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年
第一種低層住居専用地域	5	16	9	10	7
第二種低層住居専用地域	2	0	0	0	0
第一種中高層住居専用地域	6	9	7	4	7
第二種中高層住居専用地域	0	0	1	0	0
第一種住居地域	11	6	11	12	14
第二種住居地域	0	2	2	2	1
準住居地域	0	0	0	1	1
商業地域	1	0	1	2	1
近隣商業地域	1	0	0	1	0
準工業地域	0	1	0	2	1
工業地域	3	4	0	6	1
工業専用地域	11	2	6	2	0
市街化調整区域	52	54	60	50	60
合 計	92	94	97	92	93

図 10-2 用地地域別公害苦情件数（令和 5 年度）

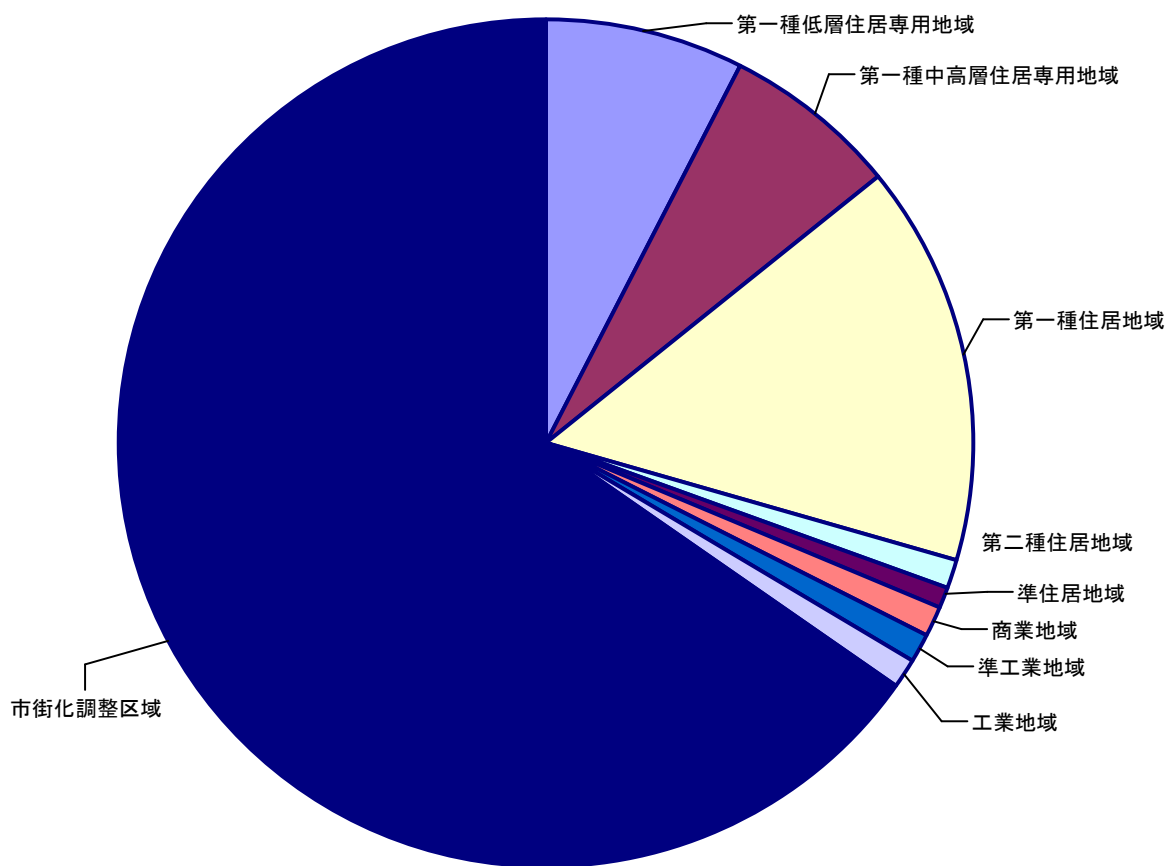


表 10-3 用途地域別・種類別苦情発生件数（令和 5 年度）

単位：件

	典型 7 公害							その他	合計	構成比率 (%)
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下			
第一種低層住居専用地域	2	0	2	1	2	0	0	0	7	7.5
第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種中高層住居専用地域	1	0	3	1	1	0	0	1	7	7.5
第二種中高層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種住居地域	4	0	8	0	2	0	0	0	14	15
第二種住居地域	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1.1
準住居地域	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1.1
商業地域	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1.1
近隣商業地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準工業地域	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1.1
工業地域	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1.1
工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市街化調整区域	18	8	20	0	5	0	1	8	60	64.5
合 計	25	8	34	2	14	0	1	9	93	100



写真：野焼き行為による大気汚染・悪臭問題

表 10-4 発生源別苦情件数一覧

単位：件

年 度 種 類		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R01 年	R02 年	R03 年	R04 年	R05 年
食料品		2	2	0	0	0	3	0	0	2	1
繊維・衣料		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
木材・木製品		0	0	3	1	1	1	0	2	0	0
パルプ・紙製品		0	0	0	0	1	1	0	1	0	0
化学・石油		2	0	0	0	0	1	0	1	4	2
窯業・土石		0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
鉄鋼・金属		7	5	3	3	4	4	0	6	1	1
機械器具		0	0	0	0	0	0	4	1	0	0
その他製造		2	1	2	1	4	4	3	2	1	1
修理工場		1	8	5	0	1	3	0	6	2	3
建設土木工事		10	12	6	11	10	11	15	20	22	21
交通機関	自動車	1	5	5	5	5	5	1	0	0	0
	鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧畜・養鶏		0	1	0	0	1	0	0	0	0	1
下水・清掃		0	0	0	0	0	1	2	2	0	2
娯楽施設		1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
家庭生活		25	33	30	40	40	30	31	21	22	23
商店・飲食店		3	5	4	3	1	3	0	2	2	4
事務所		1	1	3	0	1	3	0	4	10	7
クリーニング・理容・浴場		0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
廃品回収業		0	1	0	1	0	1	0	0	4	1
教育関連施設		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
農作業		3	1	2	0	1	1	0	3	2	1
その他		36	38	38	17	17	15	34	15	9	14
不明		10	5	5	1	4	3	4	9	10	11
合 計		104	117	105	84	92	92	94	97	92	93

XI 環 境 保 全

1 あき地等の除草

適切に管理されていないあき地等に雑草等が繁茂すると、梅雨から夏にかけて害虫が発生し、冬には枯れて火災発生の原因となるため、市街化区域のあき地等の所有者に対し、雑草の処理について文書等による指導を行い未然防止に努めている。

年度別処理状況を表 11-1 に示す。

表 11-1 年度別処理状況

年度	指導		処理	
	面積	筆数	面積	筆数
令和 3 年	275, 209. 65 m ²	346 筆	51, 990. 72 m ² (18. 89%)	80 筆 (23. 12%)
令和 4 年	351, 327. 12 m ²	359 筆	327, 224. 19 m ² (93. 14%)	273 筆 (76. 04%)
令和 5 年	220, 988. 61 m ²	320 筆	100, 030. 93 m ² (45. 27%)	135 筆 (42. 19%)

2 畜犬登録

狂犬病予防法では、生後 91 日以上の犬の所有者は、その犬を登録し、狂犬病予防注射を受けさせなければならない。

登録及び予防接種の実施率向上のため、毎年 4 月、地区ごとに会場を設けて集合注射を行っている。

集合注射年度別・会場別頭数を表 11-2 に示す。

表 11-2 集合注射年度別・会場別頭数

会 場	R4 年	R5 年
関宿パーク MOPS	24	18
光葉町第三公園	37	27
清水市民の森	52	37
上花輪新町公園	64	41
花井一丁目公園	54	46
関宿公民館	22	18
二川公民館	38	37
川間公民館	75	69
東部公民館	31	39
木間ヶ瀬公民館	33	28
尾崎南第一公園	50	39
北部公民館	38	40
川間駅南第二公園	32	23
川間駅南第四公園	43	51
谷吉会館	10	20
七光台会館	30	50
福田公民館	62	57
島会館	—※	23
南部梅郷公民館	—※	55
みずき公園	—※	55
梅郷 4 号公園	—※	38
いちいのホール（関宿支所）	206	172
野田市役所（1 回目）	556	361
野田市役所（2 回目）	252	370
集合注射合計	1, 739	1, 782
個別	4, 826	4, 733
総計	6, 565	6, 515

※令和 4 年度については、一部雨天のため中止となりました。

3 環境美化

(1) 環境美化報償金

街の環境美化を図るため、不法投棄清掃、側溝清掃及び市道等の雑草除去を行った自治会等に対し、作業員 1 名につき 250 円、作業車 1 台につき 500 円の負担金を交付している。新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、見送る団体が多かったが、令和 5 年度においては、申請団体数及び参加人員もコロナウィルス感染症前の水準へ戻ってきており、過去 2 年と比較すると申請団体数、参加人数及び負担金交付額ともに増加となった。

年度別環境美化報償金交付状況を表 11-3 に示す。

表 11-3 年度別環境美化報償金交付状況

年 度	交付申請団体数	参加人員	車両数	報償金交付額
令和 3 年	95	9,788 名	54 台	2,474,000 円
令和 4 年	163	18,354 名	142 台	4,659,500 円
令和 5 年	196	20,265 名	153 台	5,142,750 円

※令和 3 年まで環境美化負担金として交付、令和 4 年より環境美化報償金として交付。

(2) 江戸川クリーン大作戦

毎年 5 月 30 日（ゴミゼロの日）を中心に、国土交通省が主体となり実施する江戸川クリーン大作戦を実施している。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となったが、令和 4 年度から再開され、令和 5 年度は参加する団体数及び人数が大幅に増加した。

年度別参加人数等を表 11-4 に示す。

表 11-4 年度別参加人数等

年 度	江戸川クリーン大作戦		
	参加団体数	参加人数	収集量
令和 3 年	0	0 名	0 kg
令和 4 年	30	619 名	550 kg
令和 5 年	47	824 名	360 kg

4 ポイ捨て等禁止重点区域について

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第 11 条に基づき、平成 28 年 4 月 1 日に指定した重点区域（図 11-1）において、平成 29 年までは、午前 7 時 30 分から 8 時 30 分までと午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分までの時間帯に月 3 回のパトロールを、平成 30 年からは、午前 7 時 30 分から 8 時 30 分までの時間帯に月 6 回程度パトロールを、令和 3 年度からは、午前 7 時 30 分から 8 時 30 分までの時間帯に週 5 回パトロールを実施している。

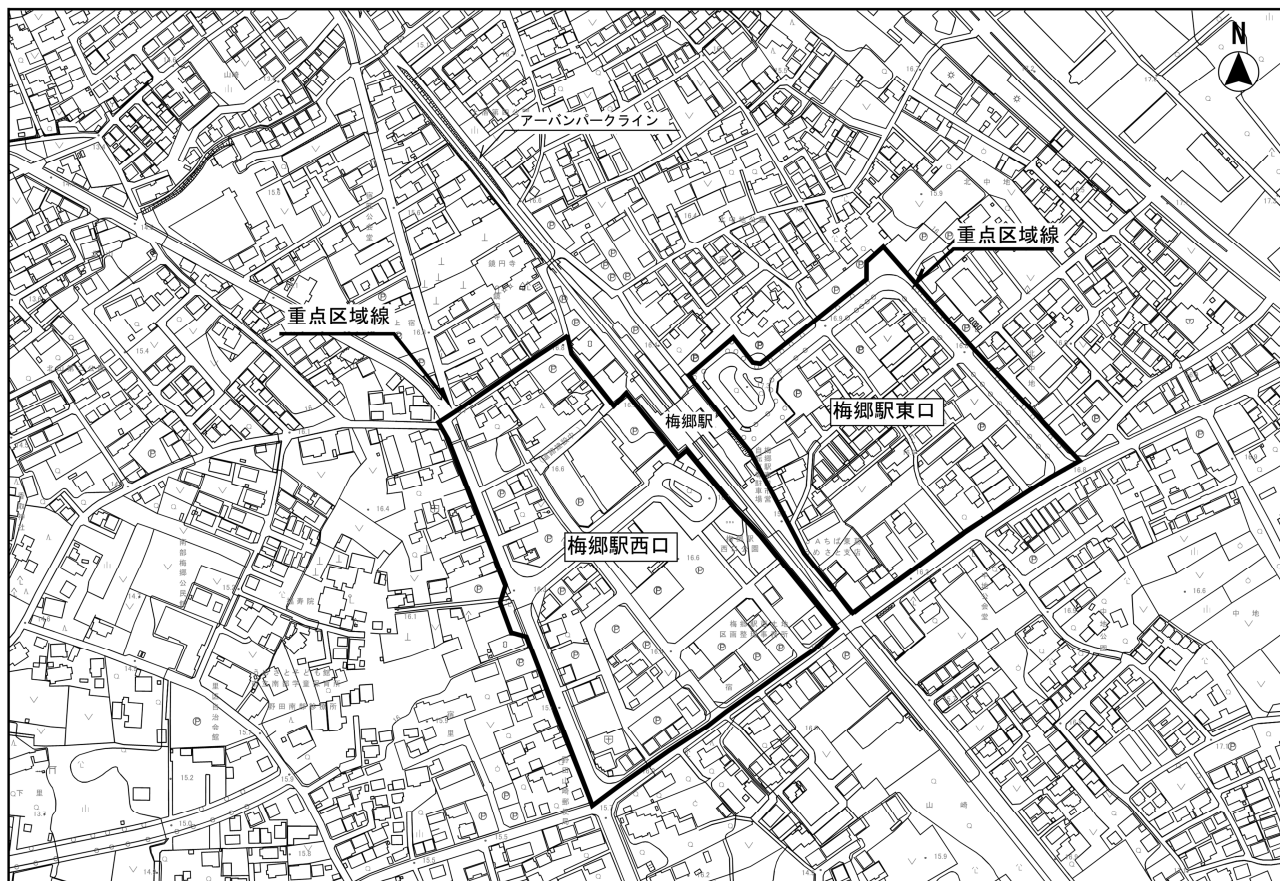
令和 5 年度には、ポイ捨て状況の把握及び違反喫煙者の有無を確認し、歩行喫煙者や携帯灰皿を使用していない違反行為者に対し、歩行喫煙等が禁止行為であることや重点区域内であることを周知し指導を行った。

年度別重点区域内指導件数を表 11-5 に示す。

表 11-5 年度別重点区域内指導件数

年度	指導件数		
	梅郷駅東口周辺	梅郷駅西口周辺	合計
令和 3 年	0	0	0
令和 4 年	0	0	0
令和 5 年	0	0	0

図 11-1 ポイ捨て等禁止重点区域



5 土砂等による埋立て

野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年12月25日制定。現行条例）の規制対象外としていた再生土等を使用した埋立て等に対応するため、埋立てに使用される土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、埋立て面積が3,000㎡以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるよう現行条例を廃止し、平成30年6月に新たに「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定し、同年10月1日から施行している。

年度別の市条例許可状況及び変更許可状況を表11-6に示す。

表 11-6 年度別許可状況

<市条例許可状況>

年 度	申請件数	許可面積	許可件数	取り下げ件数
令和3年	1	1,654.32 ㎡	1	0
令和4年	3	8,437.41 ㎡	3	0
令和5年	3	69,662.01 ㎡	3	0

<市条例変更許可状況（許可期間変更等）>

年 度	申請件数	許可件数	取り下げ件数
令和3年	3	3	0
令和4年	0	0	0
令和5年	4	4	0

XII 放 射 能

1 放射性物質除染計画

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が、関東地方にまで広がり、本市でも放射性物質が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となった。

本市では、成人より放射線による影響が大きい子どもたちが、安心して生活できる環境を取り戻すことに重点を置き、子どもの利用が多い小・中学校、公園等の除染を優先させた、国よりも厳しい市独自基準の「野田市放射性物質除染計画」を策定した。本計画の居住空間における除染基準は、国の「地表 1 メートル空間放射線量率毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」を採用せず、より厳しい「地表 5 センチメートルの空間放射線量率毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」の箇所とし、除染後に市全域における居住空間の追加被ばく線量が、年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指した。また、農地は、周辺に及ぼす影響を勘案し、「地表 1 メートルの空間放射線量率毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」の箇所を除染の対象とした。

除染の進捗状況は、子どもの利用が多い公共施設は平成 23 年度に概ね完了し、その他の施設も平成 24 年度中に完了した。また、私有地の除染は、平成 24 年度に除染申請のあった 1,826 件を平成 25 年 5 月までに完了した。

現在の放射性物質対策としては、公共施設は年に 1 回以上測定を行い、空間放射線量率を監視し、基準値以上の箇所が確認された場合には速やかに除染を実施することとし、また、私有地は空間放射線量率測定器の貸出を継続し、市民自ら計測して本市の基準値以上の箇所が出た場合には、市職員が再度測定し、除染が必要な場合は速やかに対処している。

平成 28 年度の小中学校 5 校の太陽光パネル屋根貸事業の実施に伴い発覚した除染基準を上回る屋上の側溝汚泥については速やかに撤去し、29 年度に残りの小中学校について除染作業を実施した。撤去した側溝汚泥については、放射性セシウム濃度が 3,000Bq/kg 以下の場合は処分し、3,000Bq/kg を超え 8,000Bq/kg 以下の場合と 8,000Bq/kg 超で指定廃棄物となる場合は、市役所敷地内に設置した水槽に保管している。なお、屋上のある小中学校及び幼稚園の屋上（側溝汚泥を撤去した 5 校を含む）の空間線量を測定したところ、毎時 0.23 マクロシーベルトを超えた学校はなかった。

除染の対象施設を表 12-1 に示す。

表12-1 除染対象施設一覧

除染対象区分名	主な施設
子どもが利用する公共施設等	市立の保育所・学童保育所・幼稚園・子ども館・小学校・中学校、私立の保育園・幼稚園・中学校、公園、児童遊園、道路（通学路）等
上記を除く市民が利用する公共施設等	多数の市民が利用する施設（市役所、関宿支所、コミュニティセンター、保健センター、公民館、図書館、文化施設、福祉施設、自治会館等）
私有地（宅地等）	原則として戸建て住宅等の敷地
農地等（休耕田、休耕畑を除く）	田、畑、果樹園、牧草地

2 空間放射線量率測定結果

本市では、平成 23 年 6 月 7 日より市内 9 か所において、空間放射線量率の定点測定を開始した。測定箇所及び主要な測定結果を表 12-2 に示す。

表 12-2 空間放射線量率測定結果

No	測 定 地 (所在地)	測定場所 (地面の形状)	測定高	①	②	③＝	④＝
				H23. 6. 7	R6. 3. 11	①－②	②／①
				空間放射線量率		減少量	減少率
				(マイクロシーベルト毎時)			%
1	関宿小学校 (野田市関宿台町)	校庭 (土)	100cm	0.13	0.06	0.07	53.85
			50cm	0.12	0.06	0.06	50.00
			5cm	0.14	0.07	0.07	50.00
2	二川小学校 (野田市桐ケ作)	校庭 (土)	100cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			50cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			5cm	0.09	0.04	0.05	55.56
3	木間ヶ瀬保育所 (野田市木間ヶ瀬)	園庭 (土)	100cm	0.08	0.03	0.05	62.50
			50cm	0.08	0.03	0.05	62.50
			5cm	0.09	0.04	0.05	55.56
4	尾崎保育所 (野田市尾崎)	園庭 (土)	100cm	0.08	0.04	0.04	50.00
			50cm	0.09	0.04	0.05	55.56
			5cm	0.11	0.04	0.07	63.64
5	川間駅南第 1 公園 (野田市岩名一丁目)	公園 (土)	100cm	0.07	0.05	0.02	28.57
			50cm	0.09	0.05	0.04	44.44
			5cm	0.09	0.05	0.04	44.44
6	東部中学校 (野田市目吹)	校庭 (土)	100cm	0.09	0.05	0.04	44.44
			50cm	0.09	0.04	0.05	55.56
			5cm	0.10	0.04	0.06	60.00
7	野田幼稚園 (野田市野田)	園庭 (土)	100cm	0.11	0.04	0.07	63.64
			50cm	0.11	0.03	0.08	72.73
			5cm	0.13	0.04	0.09	69.23
8	うめさと子ども館 (野田市山崎)	園庭 (土)	100cm	0.13	0.04	0.09	69.23
			50cm	0.17	0.05	0.12	70.59
			5cm	0.25	0.05	0.20	80.00
9	福田保育所 (野田市木野崎)	園庭 (土)	100cm	0.19	0.03	0.16	84.21
			50cm	0.21	0.03	0.18	85.71
			5cm	0.23	0.04	0.19	82.61

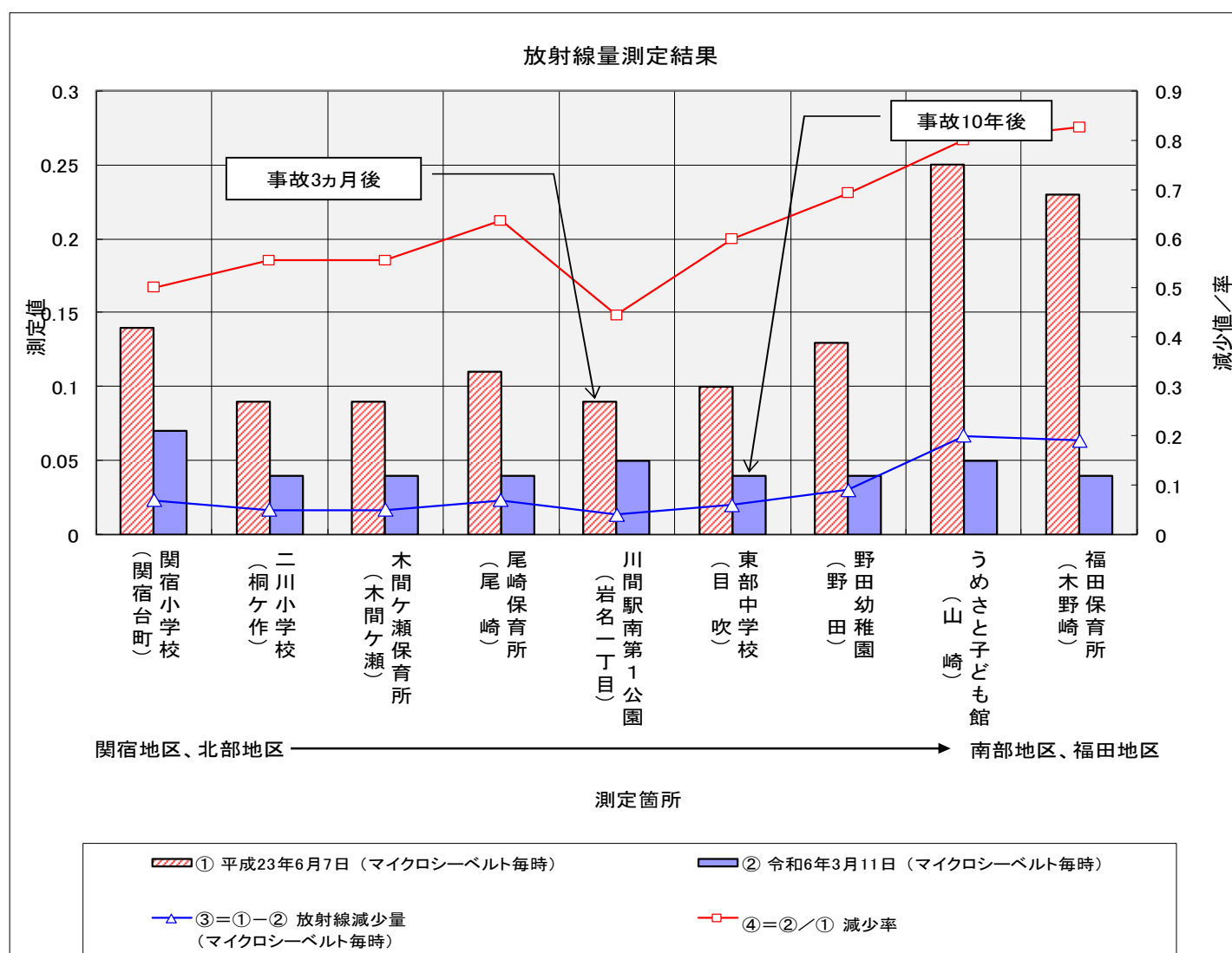
3 空間放射線量の分布と時間変動

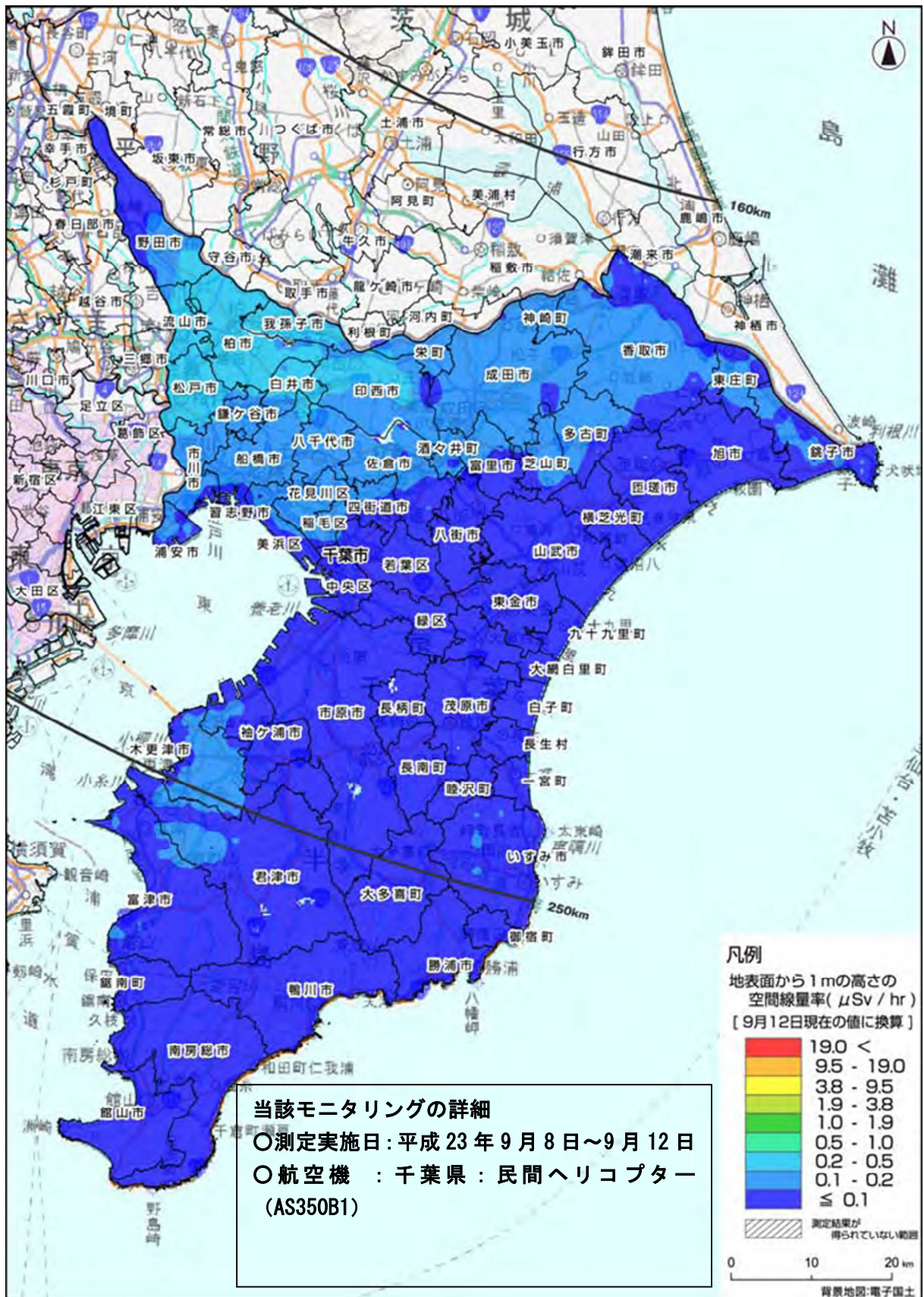
空間放射線量率の測定は、地域的な傾向を把握するため事故3ヵ月後の平成23年6月から、各地域1地点の定点測定を開始した。当初は南部・福田地域の測定地点で比較的高い値を示し、最大で毎時0.25マイクロシーベルトの場所があった。これは、文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果と同様の傾向であった。

原子力発電所の事故3ヵ月後（平成23年6月）と13年後（令和6年3月）の各地点における測定値を比較すると、平成29年度までに行った対策等により空間放射線量率が約40～80%低減されている。

今後も同一地点における空間放射線量率を継続的に測定し、変動を監視していく。

図12-1 空間放射線量分布及び減少状況





参考: 文部科学省による埼玉県及び千葉県の航空機モニタリングの測定結果について
 (千葉県内の地表面から1m高さの空間線量率)

文部科学省による埼玉県及び千葉県の航空機モニタリング(平成23年9月29日発表)より

令和 6 年度 野田市環境調査報告書

発行年月：令和 7 年 3 月

編集／発行：野田市環境部環境保全課

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7 - 1

電話：04-7123-1753

この冊子は再生紙を使用しております。

ポイ捨て等調査について

- ① ポイ捨て等禁止重点区域のポイ捨てパトロールの実施について
- ② 梅郷駅以外の駅周辺のポイ捨て等調査結果について

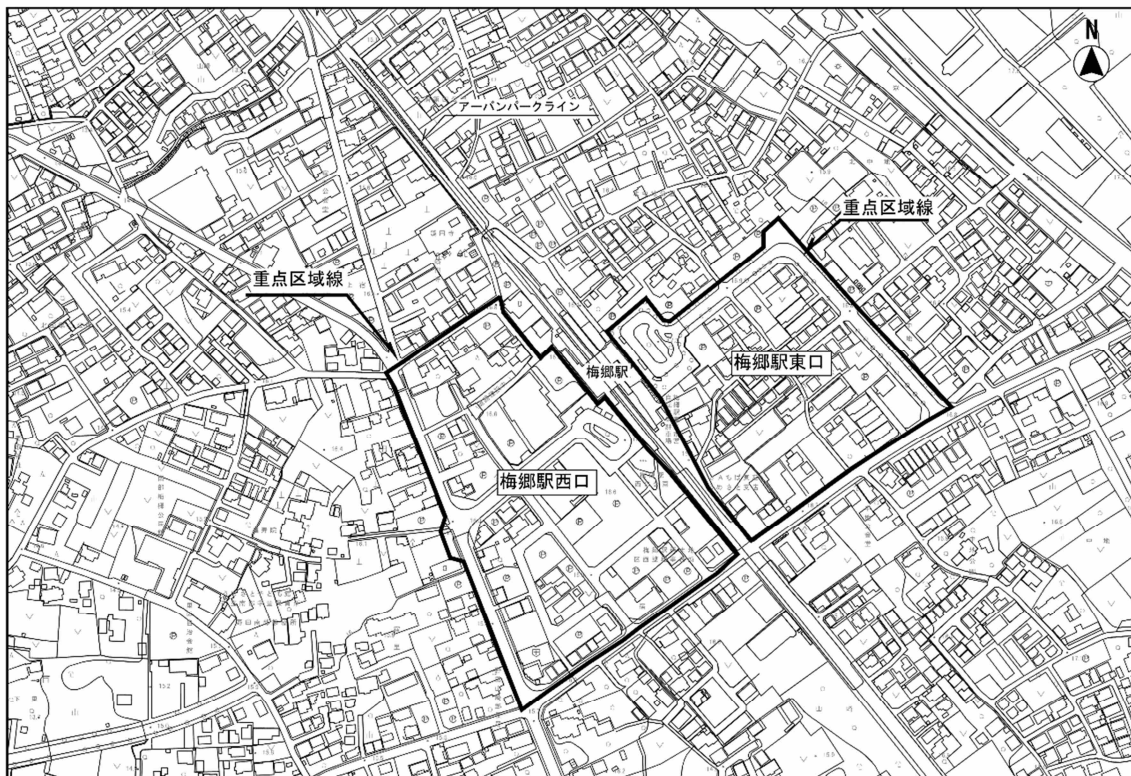
1 ポイ捨て等禁止重点区域のポイ捨てパトロールの実施について

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第 11 条に基づき、平成 28 年 4 月 1 日に指定した重点区域について、その効果を検証するため、平成 28 年度は重点区域内の路上喫煙やポイ捨ての現況調査を行い、29 年度から職員によるパトロールを開始しました。さらに、30 年度からは委託によるパトロールに切り替えるとともに、月 3 回から月 6 回のパトロールに増やし、令和 3 年 4 月からは、防犯推進員によるパトロールを平日に毎日実施しています。

※ 平成 27 年に重点区域の指定を検討するために各駅駅前の区域でポイ捨てされたゴミの回収を行った結果、梅郷駅が他駅と比べ 4 倍以上のゴミの量があり、違反喫煙者も多かったことから重点区域として指定されました。

(1) 重点区域（下図のとおり）

- ① 梅郷駅東口周辺 約 4.1ha
- ② 梅郷駅西口周辺 約 5.4ha



(2) 実施内容

- ・重点区域内のポイ捨て状況を把握しながら違反喫煙者の有無の確認
- ・歩行喫煙者や携帯灰皿を使用していない違反行為者に対しての周知、指導
- ・時間帯については、平日の朝・夕に梅郷駅の東口と西口を交互に実施

(3) 重点区域の違反喫煙者の状況について（令和6年度）

令和6年4月～令和7年2月におけるパトロール中に確認された違反喫煙者は、歩行喫煙者2名でした。

なお、パトロールの際、たばこの吸殻等のごみ拾いを実施しております。

表-1 違反喫煙者の調査結果一覧

実施日	箇 所	携帯灰皿 なし	歩行喫煙	吸殻 ポイ捨て
4月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
5月	梅郷駅東口		2	
	梅郷駅西口			
	計		2	
6月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
7月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
8月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
9月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
10月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
11月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
12月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
1月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
2月	梅郷駅東口			
	梅郷駅西口			
	計			
合計	梅郷駅東口		2	
	梅郷駅西口			
	計		2	

2 梅郷駅以外の駅周辺のポイ捨て等調査結果について

重点区域に指定した梅郷駅以外の5駅については、職員がポイ捨てや違反喫煙者の状況を把握するための調査を、月2回実施しています。川間駅北口は、違反喫煙及びポイ捨て等の苦情が多いため、他の箇所よりも調査回数を増やしています。

(1) 実施内容

歩行喫煙者や携帯灰皿を使用していない違反行為者、ポイ捨て状況の把握

7:30～8:30 歩行喫煙者等の人数の把握

8:30～ 駅前広場を中心に可燃・不燃別にごみ拾い

(2) ポイ捨て状況（たばこの吸殻）

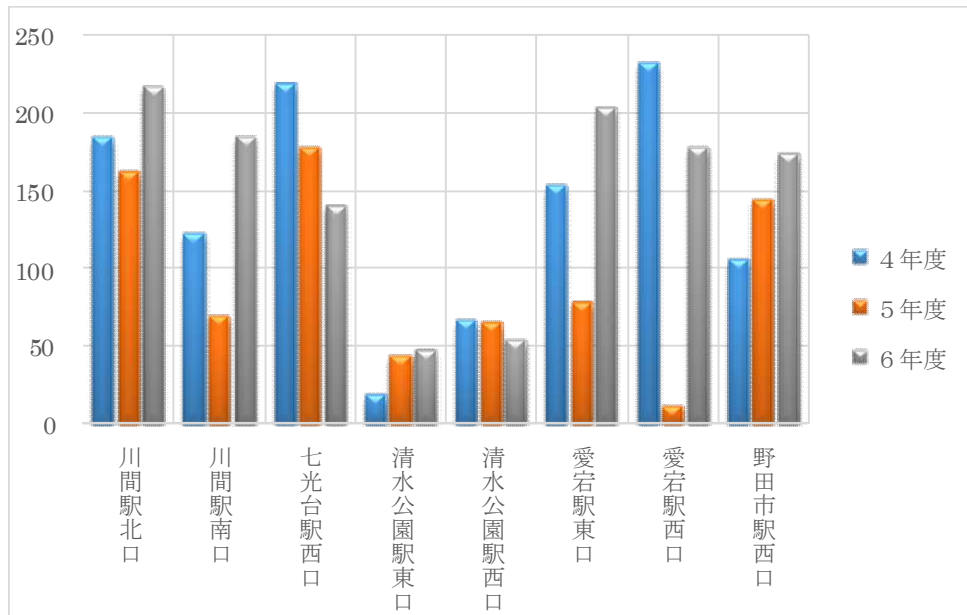
吸殻のポイ捨て数は、令和4年度に増加しましたが、令和5年度は減少しています。川間駅北口、七光台駅西口の吸殻本数が多い傾向にあります。

各駅周辺の整備が完了し、駅周辺はきれいになりましたが、乗降客数の増加に伴い、ポイ捨ての数も増加傾向にあるとみられます。

表-2 過去3年間のたばこの吸殻のポイ捨て本数の推移（1回あたりの本数）

駅名		4年度	5年度	6年度
川間駅	北口	184	163	217
	南口	122	70	184
七光台駅	西口	219	178	141
清水公園駅	東口	19	44	48
	西口	67	66	54
愛宕駅	東口	153	78	204
	西口	232	11	178
野田市駅	西口	106	145	174
合 計		1,102	755	1,200

図-1 過去3年間のたばこの吸殻のポイ捨て状況



各駅のたばこの吸殻のポイ捨て本数を前年度と比較すると、七光台駅西口と清水公園駅東を除き、多くの箇所で増加しました。乗降客数の増加が要因と考えられます。

(3) 違反者の状況

喫煙のマナーの浸透により全体的に違反者数は減少傾向にありますが、吸殻のポイ捨ては続いているため、今後も継続してパトロールや喫煙マナーの啓発活動を実施していきます。

表-3 各駅の違反喫煙等の状況

駅 名		立ち止まって喫煙		歩行喫煙	ポイ捨て	調査実施回数
		携帯灰皿有	携帯灰皿無			
川間駅	北口	13	14	2	10	5回
	南口	3	3	3	3	2回
七光台駅	西口	2	0	1	0	3回
清水公園駅	東口	6	2	0	2	3回
	西口	0	1	1	1	3回
愛宕駅	東口	0	0	0	0	1回
	西口	0	1	3	1	2回
野田市駅	西口	3	3	3	3	3回
計		27	24	13	20	23回

参考：野田市内各駅の乗降客数について

駅名	令和4年度	令和5年度
川間駅	15,204 人	15,646 人
七光台駅	6,616 人	6,852 人
清水公園駅	4,339 人	4,714 人
愛宕駅	9,345 人	9,921 人
野田市駅	8,461 人	8,708 人
梅郷駅	14,564 人	15,138 人

(1 日平均)

(4) ポイ捨て防止キャンペーン

「路上喫煙等に関する条例担当者連絡会」に加盟する県内 16 市が同時期に鉄道駅周辺において喫煙マナーの向上やポイ捨ての防止などを呼びかけるキャンペーンを実施しております。令和2年度以降、感染症防止のため、合同キャンペーンは中止となっておりますが、令和5、6年度は各市の判断で実施することになり、野田市では下記のとおり市内各駅でチラシ入りのティッシュ配布を行いました。

実施日	実施場所
令和6年11月12日	川間駅・愛宕駅
令和6年11月14日	七光台駅・野田市駅
令和6年11月19日	清水公園駅・梅郷駅

※実施時間 各駅とも7時10分から8時10分まで

(5) 来年度の予定

①ポイ捨て調査

重点区域以外の4駅（6か所）で各2回実施。

実施時間

早朝 7時30分から8時30分

昼間（8時30分から17時15分のうち、1時間を目安に実施する）

※あわせて駅前広場を中心に可燃・不燃別にごみ拾いを行います。

※川間駅北口については違反喫煙やポイ捨てが多いため、上記に加え4回実施。

②ポイ捨て防止キャンペーン

ポイ捨て防止キャンペーンについては加盟する県内16市と連携を図りながら実施していきます。

3 今後の課題について

重点区域に位置づけている梅郷駅周辺においては、朝夕のパトロールの回数を増やすなどの対応を行った結果、ポイ捨て等の抑制に効果が出てきています。

しかし、重点区域に指定していない、その他の駅周辺では、ポイ捨て等の行為が多くみられ、市民からの通報もあることから、重点区域の指定拡大が必要となっています。

このため、乗降客数及びポイ捨ての状況等を基に、必要性の高い駅から順次、重点区域に指定していきたいと考えており、まずは、駅前の整備が終了し、ポイ捨て等の多い川間駅について、区域設定等を本審議会で審議いただきたいと考えております。